

3 感 対 第 2 2 1 9 号  
令 和 4 年 1 月 7 日

各 市 町 村 長 殿

愛 知 県 知 事

一般高齢者における3回目接種の接種間隔前倒しについて（通知）

日頃から本県の新型コロナワクチン接種体制整備に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本県の新型コロナワクチンの3回目接種については、高齢者施設等の利用者等は、令和3年12月20日から接種間隔を6か月に前倒し、一般の高齢者についても、今月から接種間隔を7か月に前倒しして進めているところです。

そうした中、本県でも「オミクロン株」の感染が急速に拡大しており、重症化リスクの高い高齢者に対し、更なるワクチン接種の前倒しを進めていくことが必要です。

こうしたことから、本県としては、一般の高齢者についても、施設利用者等と同様に、接種間隔を6か月に前倒して、接種を実施していくことといたします。

一般の高齢者のワクチン接種は、個人単位の予約・接種となることから、各市町村におかれましては、高齢者の皆様が速やかに前倒し接種を受けられるよう、接種券発送のさらなる前倒しと接種体制の整備に取り組んでください。

また、かかりつけの医療機関で接種する場合においては、接種管理を適切に行うことにより、接種券無しでも接種できるものとします。

なお、公益社団法人愛知県医師会、一般社団法人愛知県病院協会にも通知します。

担 当 感染症対策局感染症対策課  
ワクチン接種体制整備室